



平成21年2月19日

各 位

株式会社ジャレコ・ホールディング
代表取締役社長 羽田 寛
(JASDAQコード 7954)
問合せ先 CFO 大浦 隆文
TEL 03-5412-6100

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案を、下記のとおり平成21年3月27日開催予定の当社第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役および監査役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項第3号および第387条第1項の報酬等に該当いたしますので、これら報酬等を付与することについても、あわせてご承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的とし、当社取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対して、以下に記載の発行要領に基づき、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役および監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役および監査役の報酬等として相当であると存じま

す。
なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式20,000,000株を上限とする。

新株予約権1個につき、その目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、割当日後に株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

20,000個を上限とする。

このうち、当社取締役が付与する新株予約権は11,000個、当社監査役に付与する新株予約権は800個をそれぞれ上限とする。

(3) 新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。但し、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が、株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日より2年を経過した日の属する月の翌月1日から5年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができないものとする。

①取締役または監査役が解任によりその地位を喪失したとき

②従業員が自己都合または自己の責任に帰すべき事由で退職したとき。但し、定年または会社都合その他これに準ずる事由により退職した場合にあって、取締役会が行使することを認めたときはこの限りでない。

その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の事由および条件

①当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、上記(6)による行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 取締役および監査役の報酬等としての相当性

当社は、平成12年10月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額については年額360,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額については年額36,000千円以内とする旨ご承認いただき現在に至っており、当該報酬枠の範囲内で、本件新株予約権の公正価額をもって、報酬等の付与を行うものであります。なお、現在の取締役は7名、監査役は4名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案により新株予約権が付与されることになる取締役は6名、監査役は4名となります。

(注)上記の内容については、平成21年3月27日開催予定の当社第35回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上